



2021年 10月29日
第53号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申
第14号

新型コロナウイルス感染症に対する不安を解消し、安全で安心して働ける環境の構築を求める緊急申し入れ

10月25日 団体交渉を行う！その①

第1項 社員が業務中に罹患した可能性がある場合は、労働災害の申請を行い、不安の解消に努めること。

【会社回答】労働者災害補償保険の申請については、関係法令等に則り取り扱っていくこととなる。

《組合》	《会社》
6月～9月までの、月毎の社内における感染者数の推移を伺いたい。	支社内では、6月が3名、7月が15名、8月が40名、9月が9名。現時点10月が0名。市中の感染者数に比例している。
(新型コロナウイルスの罹患で)これまで労災保険給付の対象となった事例は何件あるか。	横浜支社管内ではない。全社を見ても、鉄道事業における労災申請はない。
一般的に労災申請の手続きについて伺いたい。業務や通勤が原因で負傷または病気になった場合、会社が手続きを行っているのか。	労災は基本的に本人が申請するものだが、会社として適切に対応していく。 労災については様々なケースが考えられるが、基本的には労災申請のマニュアルが現場のポータルサイトにもアップされている。ご本人がわからないとなれば管理者に確認していただく。
コロナに関して、職場で罹患が出たときの取扱い(ルール)を明らかにすること。	危機管理本部指示の中に対応要領があり、社員が罹患あるいは家族が罹患した場合、また疑わしい場合はそれに則って対応している。
具体的に危機管理本部指示に明記されている取扱いフローがあれば教えていただきたい。	病院に行って医師が疑わしいと思った場合は、まずはPCR検査を受検。受検した時点で社員から職場に報告していただく。その後、陽性が明るみになった場合は、病院から保健所に陽性者が出たことを通告されるので、保健所の要請に従って接触状況の報告をし指示を受ける。
厚生労働省労働基準局補償課長名で発せられている「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」について伺いたい。「感染者が出た場合、感染経路が特定されていなくても業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。」と記載されているが。	まさに蓋然性や業務起因性があれば、労災申請フローに基づいて対応する。しかしながら会社として、職場内や接客場面において業務に必要なパーテーションやアルコール、マスクなど様々な感染症対策はまだまだと指摘は受けたが、会社としては徹底している。業務起因性が確認される可能性は基本的にはかなり低いと会社としては言い方をしている。ただ、我々は専門家ではないので、あくまで個別の感染経路は横浜支社内でもこれだけ感染はしているが、全てを把握していない中で考えられる様々な消毒等含めて対応している。
業務起因性が低いとされているが、保健所が実際に職場を見て判断しているのか、会社からの報告で判断しているのか。	基本的には保健所が職場に入って確認したとは聞いていない。
全く現場で対策が講じられていないとは考えていない。それでも職場内で長時間、一緒に勤務をしている。寝泊りや食事と同じスペースでしていることから、感染リスクはある。会社内で全くないとは考えられない。保健所は現場を見ていないとすると会社の報告に基づいて判断せざるを得ない。そのあたりが曖昧ではないか。	皆様に大変ご不便をおかけして、食事の際には孤食、黙食など様々な職場内での安全対策をしいて、その中で労働していただいている。しかし、可能性は基本的には低いと考えている。全く0ではないのではという指摘は受け止める。ただ具体的に明確な感染源を申し上げる知見もない。

その②に続く